



令和4年から農業者年金制度が改正されました



独立行政法人農業者年金基金法及び施行令の改正に伴い、令和4年から農業者年金制度が変わりました。

(平成14年1月開始の新制度のみ対象)

保険料の納付下限額が引き下げられました(令和4年1月1日以降)

- ① これまでは、「認定農業者(または認定新規就農者)かつ青色申告者」といった政策支援要件に該当しない方が農業者年金に加入する場合は、通常加入のみとなり、月額保険料2万円からしか加入できませんでしたが、改正後は、35歳未満の方であれば政策支援要件に該当しない場合も月額1万円から加入できるようになりました。

なお、35歳になった場合や認定農業者などになった場合には、月額保険料2万円以上に変更、または政策支援加入手続きが必要となります。

- ② 受給開始時期の選択肢が広がりました(令和4年4月1日以降)

※昭和32年4月2日以降に生まれた方が対象

◆農業者老齢年金

通常加入された方は、65歳以上75歳未満の間で受給開始時期(裁定請求する時期)を選択することができるようになりました。受給開始手続きをしないまま75歳に達した場合は、75歳から年金を受給することになります。

◆特例付加年金

特例付加年金(政策支援加入していた方)は、特例付加年金の受給要件(経営移譲)を満たしていれば、いつでも受給開始時期を選択することができるようになりました。また、農業者老齢年金とは異なり、受給開始年齢の上限はありません。

加入可能年齢の上限が引き上げられます(令和4年5月1日以降)

現在、農業者年金に加入できるのは農業に従事(年間60日以上)する方で、20歳以上60歳未満の国民年金第1号被保険者の方ですが、令和4年5月1日以降は、国民年金の任意加入者で農業に従事(年間60日以上)65歳未満まで加入することができるようになります。

※制度改正の詳細については、[農業者年金基金のホームページ](#)(農業者年金制度の改正について)をご覧ください。

※加入のお手続き・お問い合わせは 農業委員会または大分県農協玖珠支店農業者年金担当まで(電話でのお問い合わせ可)

～農業者年金の受給額(年額)の試算～

加入年齢	納付期間	保険料納付額	男性		女性	
			年金額(年額)	受給総額	年金額(年額)	受給総額
20歳	40年	960万円	75万円	1,614万円	63万円	1,704万円
30歳	30年	720万円	50万円	1,071万円	42万円	1,131万円
40歳	20年	480万円	30万円	634万円	25万円	670万円
50歳	10年	240万円	13万円	283万円	11万円	299万円

※上のケースは、通常加入で保険料月額2万円で加入し、65歳までの運用利回りが2.5%、65歳以上の予定利率が0.20%となった場合の試算です。受取総額は65歳での農業者年金加入者の平均寿命を考慮し、男性86.5歳、女性92歳まで生存した場合の金額です。

※運用利回りは、加入後の経済変動により上下します。制度発足以降の19年間(令和2年度まで)の運用利回りの平均は、年率2.97%です。

※予定利率は毎年度、農林水産省告示より定められ、令和3年度は0.25%となっています。

※各金額は、単位未満を四捨五入により表示しています。

購読しませんか？ [全国農業新聞](#)

農政の動きや暮らしに役立つ情報が満載です。

申込みは、随時受付けています。

購買料：月額700円

発行：毎週金曜日

申込み：玖珠町農業委員会事務局

農地に農業用施設を建てたり、農地を農地以外にする場合は、[農地転用の許可申請が必要](#)です！

農地を相続した時は、[農業委員会まで届出をお願いします。](#)

④この届出は権利取得の効力を発生させるものではありません。法務局での手続きが必要です。

※農地の転用・売買・賃借など、農地に関するお問い合わせは、農業委員会にご相談ください。